田 時 令和5年11月17日(金) 9:00~9:30 第18回経営会議 平原副市長、城副市長、伊地知副市長、大久保副市長、技監、総務局長、財政局長、温暖化対策統括本部長、中区長数策局長、市民局長 議 題 横浜労災病院の再整備について【医療局】 【論点】 ・本市の地域中核病院である横浜労災病院について、現地での建て替えによる再整備を行うこととし、再整備に関する基本協定を年度内に独立行政法人労働者健康安全機構と締結する。 ・再整備にあたっては、本市が求める機能の応分の負担として、地域中核病院の再整備にかかる本市負担の平準化などを見据え、独立行政法人労働者健康安全機構と協議する。 【説明要盲】 ・現病院教地内で建て替えを実施することとし、現駐車場に新病院を建設する。・ 常和6年3月に基本協定を結構をである。地域中核病院の再整備にがかる本市負担の平準化などを見据え、独立行政法人労働者健康安全機構と協議する。 【説明要盲】 ・現病院教地内で建て替えを実施することとし、現駐車場に新病院を建設する。・ 常和6年3月に基本協定を締結予定である。地域中核病院の再整備に係る本市予算の平準化に向けて、開院時期について協議していく。・ 「地域中核病院に求める機能と再整備に対する支援措置について」(平成29年度期課を会議付議)に基づき、市有地の無償貸与、設計・工事監理費の1/2、建設費の1/10補助といった支援を実施する。 【主な意見等】 ・南部病院再整備の進捗状況を踏まえ、本市負担の平準化に向けて、開設主体と開院時期の協議を進めていくことが必要。 ・ 横浜労災病院は、神奈川県保健医療計画における二次保健医療圏の医療機能を支えている。人口減少、人口集中での位置付けも必然的に高まっていており、県の中での位置付けも必然的に高まっていての部での需要は高まってきており、県の中での位置付けも必然的に高まっていての部での需要は高まってきており、県の中での位置付けも必然的に高まってきなおり、東の市の応分の負担を求めるよう検討が必要。 ・ 災害拠点病院は、市内に横浜労災病院とないこともあり、労災病院としては他の領害拠点病院の指定を受けている病院はないこともあり、労災病院としては何の領害拠点病院の指定を受けている病院はないこともあり、労災病院としてはのの場合は、中央に持た労養・日ので、中央に持た労働を引き、日のに対している病院はないこともあり、労災病院としてはのの場合は表によったもおり、労災病院の日にはのの場合は表による日により、対しに表しましている病院はないこともあり、労疾病院としてはのの領害を持ち、こともおり、労災病院と同じないる病院はないこともあり、労災病院としてはのの領害を持ち、こともおり、労疾病院としてはのの場合はないこともおり、労疾病院としてはのの場合はないこともあり、労疾病院としている病院はないこともあり、労疾病院としている病院はないこともあり、労疾病院としている病院にないる病院はないことないましている病院はないことないませいましている病院のはないませいませいましている。		
世のである。	日 時	令和5年11月17日(金) 9:00~9:30 第18回経営会議
議題 横浜労災病院の再整備について【医療局】 「輪点】 ・本市の地域中核病院である横浜労災病院について、現地での建て替えによる再整備を行うこととし、再整備に関する基本協定を年度内に独立行政法人労働者健康安全機構と締結する。 ・再整備にあたっては、本市が求める機能の応分の負担として、地域中核病院の再整備にあたっては、本市が求める機能の応分の負担として、地域中核病院の再整備にかかる本市負担の平準化などを見据え、独立行政法人労働者健康安全機構と協議する。 「説明要官】 ・現病院敷地内で建て替えを実施することとし、現駐車場に新病院を建設する。・新病院は、救急車の受入体制の強化、政策的医療の展開、地域がん診療連携の機能強化を図るものとする。 ・令和6年3月に基本協定を締結予定である。地域中核病院の再整備に係る本市予算の平準化に向けて、開院時期について協議していく。 ・ 「地域中核病院に求める機能と再整備に対する支援措置について」(平成29年度調整会議付議)に基づき、市有地の無償貸与、設計・工事監理費の1/2、建設費の1/10補助といった支援を実施する。 【主な意見等】 ・南部病院再整備の進捗状況を踏まえ、本市負担の平準化に向けて、開設主体と開院時期的協議を進めていくことが必要。 ・ 横浜労災病院は、神奈川県保健医療計画における二次保健医療圏の医療機能を支えている。人口減少、人口集中で外の病院の経営が苦しくなる中でいる部での需要は高まってきており、県の中での位置付けも必然的に高まっていることが想定される。そこで、県が安付する病院の整備主体への補助金に加え、本市が負担することになっている部分についても、県からの応分の負担を求めるよう検討が必要。 ・ 災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院の指定を受けている病院はないこともあり、労災病院とし	出席者	
【論点】 ・本市の地域中核病院である横浜労災病院について、現地での建て替えによる再整備を行うこととし、再整備に関する基本協定を年度内に独立行政法人労働者健康安全機構と締結する。 ・再整備にあたっては、本市が求める機能の応分の負担として、地域中核病院の再整備時の支援を行う。 ・開院時期(基本構想では令和12 年度)については、地域中核病院の再整備にかかる本市負担の平準化などを見据え、独立行政法人労働者健康安全機構と協議する。 【説明要旨】 ・現病院敷地内で建て替えを実施することとし、現駐車場に新病院を建設する。・新病院は、救急車の受入体制の強化、政策的医療の展開、地域がん診療連携の機能強化を図るものとする。 ・令和6年3月に基本協定を締結予定である。地域中核病院の再整備に係る本市予算の平準化に向けて、開院時期について協議していく。 ・「地域中核病院に求める機能と再整備に対する支援措置について」(平成29年度調整会議付議)に基づき、市有地の無償貸与、設計・工事監理費の1/2、建設費の1/10 補助といった支援を実施する。 【主な意見等】 ・南部病院再整備の進捗状況を踏まえ、本市負担の平準化に向けて、開設主体と開院時期の協議を進めていくことが必要。 ・横浜労災病院は、神奈川県保健医療計画における二次保健医療圏の医療機能を支えている。人口減少、人口集中で郊外の病院の経営が苦しくなる中で都心部での需要は高まってきており、県の中での位置付けも必然的に高まっていくことが想定される。そこで、県が安付する病院の整備主体への補助金に加え、本市が負担することになっている部分についても、県からの応分の負担を求めるよう検討が必要。 ・災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13 病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13 病院のあり、神奈川県内に基幹災害拠点病院のはないこれは、1000000000000000000000000000000000000	欠席者	政策局長、市民局長
・本市の地域中核病院である横浜労災病院について、現地での建て替えによる再整備を行うこととし、再整備に関する基本協定を年度内に独立行政法人労働者健康安全機構と締結する。 ・再整備にあたっては、本市が求める機能の応分の負担として、地域中核病院の再整備院の再整備時の支援を行う。 ・開院時期(基本構想では令和12年度)については、地域中核病院の再整備にかかる本市負担の平準化などを見据え、独立行政法人労働者健康安全機構と協議する。 【説明要旨】 ・現病院敷地内で建て替えを実施することとし、現駐車場に新病院を建設する。・新病院は、救急車の受入体制の強化、政策的医療の展開、地域がん診療連携の機能強化を図るものとする。 ・令和6年3月に基本協定を締結予定である。地域中核病院の再整備に係る本市予算の平準化に向けて、開院時期について協議していく。 ・「地域中核病院に求める機能と再整備に対する支援措置について」(平成29年度調整会議付議)に基づき、市有地の無償貸与、設計・工事監理費の1/2、建設費の1/10補助といった支援を実施する。 【主な意見等】 ・南部病院再整備の進捗状況を踏まえ、本市負担の平準化に向けて、開設主体と開院時期の協議を進めていくことが必要。 ・横浜労災病院は、神奈川県保健医療計画における二次保健医療圏の医療機能を支えている。人口減少、人口集中で郊外の病院の経営が苦しくなる中で都心部での需要は高まってきており、県の中での位置付けも必然的に高まっていくことが想定される。そこで、県が交付する病院の整備主体への補助金に加え、本市が負担することになっている部分についても、県からの応分の負担を求めるよう検討が必要。 ・災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院の指定を受けている病院はないこともあり、労災病院とし	議題	横浜労災病院の再整備について【医療局】
ては他の災害拠点病院を支援できるような立ち位直を担うことを目指している。 る。	事要	・本市の地域中核病院である横浜労災病院について、現地での建て替えによる再整備を行うこととし、再整備に関する基本協定を年度内に独立行政法人労働者健康安全機構と締結する。 ・再整備にあたっては、本市が求める機能の応分の負担として、地域中核病院の再整備時の支援を行う。 ・開院時期(基本構想では令和12年度)については、地域中核病院の再整備にかかる本市負担の平準化などを見据え、独立行政法人労働者健康安全機構と協議する。 【説明要旨】 ・現病院敷地内で建て替えを実施することとし、現駐車場に新病院を建設する。・新病院は、救急車の受入体制の強化、政策的医療の展開、地域がん診療連携の機能強化を図るものとする。 ・令和6年3月に基本協定を締結予定である。地域中核病院の再整備に係る本市予算の平準化に向けて、開院時期について協議していく。・「地域中核病院に求める機能と再整備に対する支援措置について」(平成29年度調整会議付議)に基づき、市有地の無償貸与、設計・工事監理費の1/2、建設費の1/10補助といった支援を実施する。 【主な意見等】 ・南部病院再整備の進捗状況を踏まえ、本市負担の平準化に向けて、開設主体と開院時期の協議を進めていくことが必要。 ・横浜労災病院は、神奈川県保健医療計画における二次保健医療圏の医療機能を支えている。人口減少、人口集中で郊外の病院の経営が苦しくなる中で都心部での需要は高まってきており、県の中での位置付けも必然的に高まっていくことが想定される。そこで、県が交付する病院の整備主体への補助金に加え、本市が負担することになっている部分についても、県からの応分の負担を求めるよう検討が必要。 ・災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院は、市内に横浜労災病院も含め13病院あるが、神奈川県内に基幹災害拠点病院の指定を受けている病院はないこともあり、労災病院としては他の災害拠点病院を支援できるような立ち位置を担うことを目指している。
		・高齢化の進展に伴い、医療需要の一層の増加が想定されている。救急業務の

増大への対応はもちろん地域医療連携(在宅医療支援を含む)等の新病院に

期待する機能を協定の中で示せるよう調整すること。

・資材高騰等により、総務省が決めている基準単価等を基準とした想定補助額 が上昇するリスクがある。ファシリティマネジメントの観点からも事業手法 やタイミングについてよく考えるべき。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案について了承。